

更新業務全般に関して

【質問】

道路拡幅工事で、車線数は変わりませんが、車線の幅（幅員）自体が拡幅された場合は、「デジタル道路地図更新のための資料収集リスト」の記入対象となりますか

【回答】

単に車線の幅（幅員）自体の拡幅は、記入は不要です。
但し、当該拡幅が道路中心線の変更を伴う場合は、線形改良として対象になりますので記入が必要です。